

「所得税法第 56 条を見直すことを求める意見書」を国に提出することについての陳情

〔陳情趣旨〕

「三方よし」の精神で、人々に喜ばれることを一番に心がける中小商工業者は、信用を大切にし、生きる糧を自ら生み出す地域に密着した社会的存在です。消費不況が長期化する中で、中小商工業者は倒産・廃業の危機に直面しています。そうしたなかで、業者婦人は家族従業者として、また事業主として営業に携わりながら、家事、育児、介護と休む間もなく働いています。

しかし、所得税法第 56 条の規定により、配偶者とその他の家族が事業に従事した場合の対価は、必要経費に算入しないこととされています。これゆえに、配偶者もさることながら、子供等の家族従業者は社会的にも経済的にも全く自立できない状況です。家業を手伝いたくても手伝わないことが、後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では、「自家労賃を必要経費」としており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。

日本の最高法規である憲法が規定する両性の平等と個人の尊厳に基づけば、小規模家族経営における自家労賃は経費として認めるべきです。

男性も女性もお互いに人権が尊重され、性別にかかわらず能力を発揮できる男女平等社会の実現を目指して平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

国連は 2016 年、「所得税法第 56 条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。所得税法第 56 条に見られる封建的な家父長制度は廃止されなければなりません。

2015 年末に閣議決定された第 4 次共同参画基本計画において、所得税法第 56 条の見直しについても言及されており、また、これまでに、10 県議会を含め、多数の地方議会が「所得税法第 56 条見直し・廃止」の決議・意見書を国に提出しています。

家族従業者は、小規模家族経営の重要な担い手です。よって、国において、税の公平性に考慮し、所得税法第 56 条を見直し、家族従業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書を採択するように陳情します。

〔陳情事項〕

- 1、 所得税法第 56 条を見直すことを求める意見書を国に提出すること

平成 30 年 8 月 22 日

大磯町議会議長
関 威 國 様

住 所 平塚市八重咲町 2 4 - 3 5
代表者 平塚民商婦人部
部長 高瀬 初江 印
電 話 0 4 6 3 - 2 1 - 1 6 3 1